

令和5年度 水俣市育児休業代替職員募集案内

令和5年4月17日

水俣市

水俣市育児休業代替職員を次のとおり募集します。

- ★ 育児休業代替職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、任期を定めて任用する職員のことです。
- 任期が定められていること、育児休業を取得できないこと以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です（勤務時間、休暇、服務、災害補償等）。
- ★ 合格者は「育児休業代替職員任用候補者名簿」に登載され、育児休業を取得する職員があった場合に、必要に応じ順次任用されます。
- なお、この名簿の登載期間は登載日から3年間です。ただし、育児休業を取得する職員の状況により、任用しない場合もありますので御了承ください。
- また、一度登録された方の登録は、登録を抹消しない限り登載日から3年間継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の職員が育児休業等を取得する場合には、再度任用されることがあります。

1 募集職種及び予定人数等

募集区分	募集予定人数	応募資格	勤務の場所
一般事務職	3人程度	平成14年4月1日までに生まれ、高校卒業程度以上の学力を有する人	市役所庁舎、庁舎以外の市の施設等

2 欠格事由等

次のいずれかに該当する人は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 水俣市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 選考方法

面接選考

応募者に面接の日程を通知します。

4 受験手続・受付期間等

- (1) 受付期間

令和5年5月1日から5月31日まで（土・日・祝日を除く）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 募集案内及び申込書

募集案内及び申込書は、総務課職員係でお渡しいたします。

また、水俣市ホームページからダウンロードすることもできます
(<https://www.city.minamata.lg.jp/>)。

(3) 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、総務課職員係まで郵送又は持参ください。

(4) 申込先及び問合せ先

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市総務企画部総務課職員係

Tel 0966-61-1603

5 任用予定日及び給与等

(1) 任用予定日

合格者は、育児休業代替職員任用候補者名簿（登載の日から3年間有効）に登載し、職員の育児休業の取得状況に応じて、随時任用します。応募資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

任期は、任用の日から年度末（正規職員の育児休業期間終了日がその日以前の場合は、育児時休業期間終了日）までとし、任用時に決定します。

(2) 給与

① 給料 154,600円

※高等学校卒業後に学歴又は就業した経験がある場合は、経験年数を換算して給料を決定します。

② 諸手当 条例に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等を支給します。

(3) 勤務時間等

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までのうち7時間45分、1週間につき38時間45分勤務。ただし、職場によって変則勤務があります。

6 結果

結果については、応募者全員に通知します。

なお、選考結果・内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

7 その他

(1) この試験において提出された書類等は一切返却できません。

(2) 申込書等に含まれる受験者の個人情報については、この任用以外の目的には一切使用しません。
ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。

(3) 育児休業を取得する職員の状況により、任用しない場合もあります。

(4) 育児休業代替職員への任用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、他の職員採用試験を受験する場合に優先されるものではありません。